



埼玉県報

第332号
令和4年(2022年)
7月29日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- 埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）

告示

- 石油ストーブ（東部地区）に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（南部地区）に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（西部・北部地区）に関する入札公告（入札課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 埼玉県農業振興資金についての告示の一部改正（農業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県営都市公園（さきたま古墳公園）の区域変更（公園スタジアム課）
- 埼玉県立学校教職員用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 交通管制システム保守業務に関する入札公告（施設課）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道松戸草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）
- 令和4年度第2回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十七号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十七号を次のように改める。

法人税・法人の事業税・特別法人事業税
の申告書の提出期限の延長等の通知書

年 月 日

都
道
府
県
知事 様

埼玉県 県税事務所長 印

地方税法第53条第61項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出及び同法第72条の25^{第3項}_{第5項}（同法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）による法人の事業税・特別法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の承認等について、次のとおり通知します。

主たる事務所又は事業所の所在地	
法人名	
貴都道府県内の事務所又は事業所の所在地	
法人番号	
<p>年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分 から法人税の確定申告書の提出期限の延長については、 下記のとおり延長の処分があつた。 下記のとおり指定があつた。 下記のとおり指定に係る月数が変更された。 指定が取り消された。 その延長の処分が取り消された。 その適用を受けることをやめた。 下記のとおり延長又は指定があつたものとみなされた。</p> <p>記 (確定申告書の提出期限の延長期間) 月間 (指定を受けた月数) 月間 (変更後の指定に係る月数) 月間</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分 から法人の事業税・特別法人事業税の確定申告書の提出期限の延長については、 下記のとおり承認した。 下記のとおり指定した。 下記のとおり指定に係る月数を変更した。 指定を取り消した。 その承認を取り消した。 その適用を受けることをやめた。</p> <p>記 (確定申告書の提出期限の延長期間) 月間 (指定する月数) 月間 (変更後の指定に係る月数) 月間</p>

法人の設立等報告書

受付印

(宛先) 埼玉県 県税事務局長 年 月 日	(フリガナ) 本店所在地		〒	電話 ()
	(フリガナ) 法人名			
	代表者	(フリガナ) 氏名		
		住所	〒	電話 ()
	法人番号			

法人を設立(転入・支店等を設置)したので下記のとおり報告します。

設 立 年 月 日		年 月 日	
資本金又は 出資金の額	円	資本金等の額	円
事業の種類			
グループ通算制度の承認 (いずれかを○で囲む。)	有 無	通算親法人の名称	
		通算親法人の所在地	
本 県 内 の 支 店 等	名 称	所 在 地	設置年月日
			・ ・
			・ ・
備 考			

○ 転入・支店等の設置の場合は、下記の欄にも記入してください(支店等の設置の場合は※欄のみ)。

転入年月日(登記年月日)	年 月 日 (年 月 日)		
旧本店の所在地	〒	電話 ()	
旧本店の状況(いずれかを○で囲む。)	存 続	廃 止 (年 月 日)	
※申告書の提出期限が既に 延長されている場合	県 民 税	: : の事業年度から 月間	事 業 税 : : の事業年度から 月間

注意 1 この報告書は、設立等により本県に新たに納税義務が発生した場合に、埼玉県税条例第31条の7第1項、第2項及び第4項に基づいて、設立等の日から1月以内に提出するものです。

2 受託法人に係る報告書を提出する場合は、「法人名」欄には受託者(法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、主宰受託者)の名称又は氏名及び法人課税信託の名称を記載してください。また、受託者が個人の場合は、「法人番号」欄には受託者の個人番号を記載してください。

3 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、備考欄に主宰受託者以外の受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所を記載してください。

(添付書類) ①定款・寄附行為・規約等の写し(受託法人に係る報告については、法人課税信託の契約書の写しその他法人課税信託の効力の発生の事実を証明する書類)

②登記事項証明書 ③他都道府県の事務所等の名称・所在地の一覧表 ④資本金等の額が資本金の額又は出資金の額と異なる場合は、利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書(法人税法施行規則別表五(一))(当該明細書がない場合には、貸借対照表) ⑤グループ通算制度の承認を受けた法人については、その事実を証明する書類 各1部

別記様式第二十八号の二

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		法人の名称変更等の報告書		納 税 番 号
(宛先) 埼玉県 県税事務所長	年 月 日	(フリガナ) 本店所在地	〒	電話 ()
		(フリガナ) 法人名		
		(フリガナ) 氏名		
		(代表者) 清算表 人者	住所	〒
		法人番号		

下記のとおり したので報告します。

報 告 事 項		変 更 前	変 更 後
本店所在地		〒	〒
旧本店の状況 (いずれかを○で囲む。)		存続 廃止 (年 月 日)	
法人名			
代表者氏名			
資本金又は出資金の額		円	円
資本金等の額		円	円
決算期			
事業の種類			
本 県 内 の 支 店 等	名 称		
	所 在 地		
合 併 の 場 合	被 合 併 法 人 の 本 店 所 在 地	〒	電話 ()
	被 合 併 法 人 の 法 人 名		
グ ル ー プ 通 算 制 度 適 用 の 場 合	通 算 親 法 人 の 本 店 所 在 地	〒	電話 ()
	通 算 親 法 人 の 法 人 名		
そ の 他 ()			
事実が発生した年月日 (登記年月日)		年 月 日 (年 月 日)	
備 考			

注意 1 この報告書は、先に報告した事項に変更があつた場合に、埼玉県税条例第31条の7第3項及び第31条の8に基づいて、その事実が発生した日から10日以内に提出するものです。

2 受託法人に係る報告書を提出する場合は、「法人名」欄には受託者（法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、主宰受託者）の名称又は氏名及び法人課税信託の名称を記載してください。また、受託者が個人の場合は、「法人番号」欄には受託者の個人番号を記載してください。

(添付書類) ①登記事項証明書又は議事録の写し ②資本金等の額の変更の場合は、利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書(法人税法施行規則別表五(一)) (当該明細書がない場合には、貸借対照表) ③グループ通算制度の承認、承認申請の却下及び承認の取消等を受けた法人については、これらの事実を証明する書類 ④その他変更の内容を証明する書類 各1部

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十八号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項の表中

大宮競輪場	特別観覧席	一、〇〇〇円
-------	-------	--------

を

大宮競輪場	特別観覧席	一、〇〇〇円
サービスセン	特別観覧席	一、〇〇〇円
ター有料席	特別観覧席	一、〇〇〇円

に改め、同条第

二項の表中

大宮競輪場	特別観覧席	三〇〇円
-------	-------	------

を

大宮

競輪場

特別観覧席	三〇〇円
サービスセン	三〇〇円
ター有料席	三〇〇円

に改める。

附則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七七七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（東部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年2月8日（水）

(4) 納入場所

埼玉県立春日部高等学校ほか23校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月26日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月22日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月26日（月）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年9月26日（月）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年9月6日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年8月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

East Region Kerosene Heater

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Monday, September 26, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, September 22, 2022

In Person: 10:00 am, Monday, September 26, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第七七七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年2月8日（水）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか28校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月26日（月）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月22日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月26日（月）午前11時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年9月26日（月）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年9月6日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年8月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

South Region Kerosene Heater

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 11:00 am, Monday, September 26, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, September 22, 2022

In Person: 11:00 am, Monday, September 26, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第七七七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（西部・北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年2月8日（水）

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか27校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 金沢 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月26日（月）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月22日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月26日（月）午後1時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年9月26日（月）午後1時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年9月6日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年8月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

West and North Region Kerosene Heater

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 1:00 pm, Monday, September 26, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, September 22, 2022

In Person: 1:00 pm, Monday, September 26, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告示

埼玉県告示第七百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
神田医院	神田直	春日部市上蛭田一二七―一	令和四年四月一日
医療法人財団健和会 まちかどひろばクリニック	医療法人財団健和会	三郷市中央一―一六―五二階	令和四年六月一日
とだ眼科	塚原 林太郎	戸田市中町一―一五―四七	令和四年四月一日
戸田なかたに整形外科	波会	戸田市新曾九八四―一	令和四年五月一日
ふく在宅クリニック	医療法人社団たすく	所沢市宮本町二―一―一MOA五ビル二階A号室	令和四年六月一日
ところクリニック	小田島 邦男	所沢市東住吉一五―二―一 Le Soleil紫峰2F	令和四年五月二十三日

科クリニック	医療法人社団 喜 教会 ゆずの木歯	歯科	にいぞファミリ ー	松本歯科医院	正歯科	上尾カナデ歯科・ マウス&ピース矯 正歯科	科医院	整会 杉戸サン 歯	医療法人社団 伸 須病院	埼玉県済生会 加 須病院	財団済生会支部	社会福祉法人恩賜	ニック	トータルケアクリ ニック	かきぬま整形外科	医療法人心豊会 はせがわクリニッ ク	医療法人心豊会 ニック	さやま脳神経クリ ニック
教会	医療法人社団喜 入間郡毛呂山町川角五八イオ ンタウン毛呂山	大塚 裕也	戸田市新曽一八九七―三・一 階	松本 哲	&ピース	医療法人マウス &ピース	整会	医療法人社団伸 北葛飾郡杉戸町杉戸二―一 〇―二三	部埼玉県済生会	賜財団済生会支 加須市上高柳一六八〇	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 加須市上高柳一六八〇	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 加須市上高柳一六八〇	古川 貴也	深谷市東方四二六六―一ウエ ルカム二一 二〇一	医療法人橙緑会	医療法人心豊会 入間市豊岡四丁目六―三	医療法人心豊会 入間市豊岡四丁目六―三	医療法人心春会 狭山市柏原一五一―一
一日	令和四年七月 一日	一日	令和四年六月 一日	平成二十九年 四月一日	一日	令和四年五月 一日	一日	令和四年六月 一日	一日	令和四年六月 一日	令和四年六月 一日	令和四年五月 一日	令和四年七月 一日	令和四年五月 一日	令和四年五月 一日	令和四年六月 一日	令和四年六月 一日	令和四年五月 一日

伊勢歯科クリニッ ク	伊勢 義仁	富士見市針ヶ谷二―一九―一 ○センチュリーアネックス一 ―C	令和四年六月 一日
医療法人社団 大 伸会 つるせ三国 歯科	医療法人社団 大伸会	富士見市鶴瀬東一―七―三六 東屋ビル二階	令和四年六月 一日
こんどう歯科	近藤 良祐	ふじみ野市福岡中央一―四― 一二	令和四年五月 二十四日
医療法人結蒼会 おおいし歯科医院	医療法人結蒼会	行田市栄町一七―一一―一階	令和三年十一 月一日
たかはし歯科クリ ニツク北本	高橋 進也	北本市二ツ家二―四〇	令和四年七月 一日
森のくま歯科	森 康太郎	坂戸市浅羽一五三五―五	令和四年六月 一日
共立歯科医院	櫻井 大介	坂戸市三光町四九―一	令和四年六月 一日
カナヤマ薬局	株式会社カナヤ マファアルマ	春日部市粕壁東一―七―八	令和四年七月 一日
みさき薬局本店	有限会社メデイ カルブリッジ	三郷市采女一―一五〇―五	令和四年七月 一日
アルファ薬局三郷 店	アルファ薬局株 式会社	三郷市戸ヶ崎二―二八六―一	令和四年六月 一日
ウエルシア薬局鴻 巣本町6丁目店	ウエルシア薬局 株式会社	鴻巣市本町六―五―一五	令和四年七月 一日

のぞみ薬局朝霞店	日本調剤 狭山ヶ丘薬局	マリーンプルー薬局	薬局マツモトキョシmatsumotokyoshibu	ビル店	なごみ薬局岡部店	セキ薬局 東間店	はなだ薬局	ウエルシア薬局坂戸塚越店	セキ薬局 高麗川店	訪問看護ステーションあやめ蔵
株式会社元井調剤	日本調剤株式会社	株式会社ミルキーファーマシー	株式会社マツモトキョシ		有限会社医薬総研薬師	株式会社セキ薬品	株式会社Rip Pharmacy	ウエルシア薬局株式会社	株式会社セキ薬品	株式会社ファーストナース
朝霞市仲町一―四―三五星野ビル三階	所沢市東狭山ヶ丘四―二六九	所沢市緑町四―一―二〇ガルリエ道一〇一号室	熊谷市筑波二―一―一五 二階		深谷市岡二七五四―二	北本市東間六―二〇	蓮田市馬込二―二九七	坂戸市塚越一四三七―三	日高市高麗川二―二五―一	蔵市塚越六―二九―六錦生コ―ポ一〇三号室
令和四年七月一日	令和四年六月一日	令和四年七月一日	令和四年五月九日		令和四年六月一日	令和四年七月一日	令和四年六月一日	令和四年七月一日	令和四年七月一日	令和四年六月一日

田中 智加子	小川 拓弥	杉森 玄一 郎	瀧内 忍	小野 伶緒	関根 宏幸	氏 名	住所
鴻巣店 ベスト治療院	鴻巣店 ベスト治療院	治療室 リカバリー亀戸	治療室 リカバリー亀戸	健やか整骨院	革進館 関根接 骨院	施 術 所 名 称	所 在 地
鴻巣市鎌塚一八一六―三	鴻巣市鎌塚一八一六―三	―二〇 東京都江東区亀戸六―五五	―二〇 東京都江東区亀戸六―五五	―一三 東京都練馬区早宮二―一九	秩父市中町一七―九	指 定 年 月 日	
一日 令和四年七月	一日 令和四年七月	一日 令和四年七月	四日 令和四年七月	五日 令和四年七月	一日 令和四年四月		

二 指定施術機関

護ステーション 済生会かぞ訪問看	訪問看護ステーション 愛	指定訪問看護アッ トリハ氷川町
部 埼玉県済生会	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 加須市上高柳一六八〇	株式会社A T
一日 令和四年六月	一日 令和四年六月	戸田市氷川町三丁目一―二 朝霞市本町二―二五―二七 エルヴィーナ朝霞一〇五
		一日 令和四年六月

谷口 春喜	樹 小曾根 博	松田 賢二	上野 隆司	内田 岳史	野村 篤志	松浦 和美
ン 日部ステーション KEIROW春	ベスト治療院	治療室 リカバリー亀戸	ベスト治療院	訪問マッサージ ステッブ	野村 篤志	フレアス在宅マ ッサージ渋谷
マック春日部コート一〇一	上尾市原市一四二五―四四	―二〇 東京都江東区亀戸六―五五	上尾市原市一四二五―四四	草加市青柳六―三一―一〇	戸田市喜沢一―七―四	四―五CR代々木二〇一 東京都渋谷区代々木五―四
令和四年七月 十二日	令和四年七月 一日	令和四年七月 四日	令和四年七月 一日	令和四年六月 一日	令和四年五月 一日	令和四年六月 一日

告示

埼玉県告示第七百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
おぎそハートクリニク	名称	医療法人社団正心会 おぎそ小児科医院	おぎそハートクリニク
開設名称		医療法人社団正心会 おぎそ小児科医院	医療法人社団正心会

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
鈴木 仁美	施術所	名称	株式会社 一隣堂	KEiROW 竹ノ塚ステーション
	所在地		東京都渋谷区東一 一三―四―一〇	東京都足立区竹の 塚四―九―三パー クサイドハイム二〇
			一	三

緑川 文敬	氏 名
施術所	変 更 事 項
所在地	
ふじみ野市上福岡一 ―一五―二	変 更 前
ふじみ野市上福岡一 ―一―二四 万 代ビル一階	変 更 後

告示

埼玉県告示第七七七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
神田医院 社会福祉法人 恩賜財団 済生会 支部 埼玉県済生会 栗橋病院	春日部市上蛭田一二七―一 久喜市小右衛門七―四―六	令和四年三月三十一日 令和四年五月三十一日
医療法人財団 東京勤労者医療会 メンタルクリニックみさと	三郷市三郷一―五―六	令和四年五月三十一日
医療法人財団 健和会 まちかどひろばクリニック	三郷市戸ヶ崎一―五六八―一	令和四年五月三十一日
戸田なかたに整形外科	戸田市新曽九八四―一	令和四年四月三十日

とだ眼科	戸田市中町一―一五―四七	令和四年三月三十 一日
ところクリニック	所沢市東住吉九―三	令和四年五月二十 二日
ふく在宅クリニック	F 所沢市松葉町七―二四ハイツコルザ一	令和四年五月三十 一日
さやま脳神経クリニ ック	狭山市柏原一五一―一	令和四年四月三十 日
はせがわクリニック	入間市豊岡四―六―三	令和四年五月三十 一日
かきぬま整形外科	東松山市松葉町四―八―三	令和四年四月三十 日
天地クリニック	北本市二ツ家四―四七―四	令和三年十二月二 十一日
医療法人社団 伸整 会 杉戸サン歯科医 院	北葛飾郡杉戸町杉戸二―九―二〇ベル クス杉戸店二F	令和四年五月三十 一日
カナデ歯科	上尾市須ヶ谷一―一五八―二	令和四年四月三十 日
松本歯科医院	鴻巣市登戸一〇四―一二	平成二十九年三月 三十一日
医療法人社団 卿聖会 デンタルクリニック ホワイトハート戸田	戸田市新曽一八九七―三―一F	令和四年五月三十 一日

医療法人社団 大伸富士見市鶴瀬東一―一―一六兵藤ビル二階	会 つるせ三国歯科	おいしい歯科医院	共立歯科医院	共創未来 南栗橋薬局	アルファ薬局 三郷店	ミネ薬局 東所沢店	日本調剤 狭山ヶ丘薬局	薬局 マツモトキヨシ 熊谷駅ビル店	はなだ薬局	済生会くりはし訪問看護ステーション
行田市栄町一七―二―一―F	坂戸市三光町四九―一	久喜市南栗橋一―九―二	三郷市戸ヶ崎二―二八六―一	所沢市東所沢一―一三―四	所沢市東狭山ヶ丘四―二六七二―七	熊谷市筑波二―一―五	蓮田市馬込二―二九七	久喜市小右衛門七―四―六		
令和四年五月三十一日	令和三年十月三十一日	令和四年五月三十一日	令和四年五月三十一日	令和四年四月三十日	令和四年五月三十一日	令和四年五月八日	令和四年五月三十一日	令和四年五月三十一日		令和四年五月三十一日

二 指定施術機関

関根 正幸	氏名	
	住所	
関根接骨院	名称	施術所
秩父市中町一七―九	所在地	
令和四年三月三十 一日	廃止年月日	

告示

埼玉県告示第七百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
フレンド歯科医院	熊谷市新堀字新堀西五五七―四	令和四年七月三十一日
みき薬局 西口駅前店	春日部市中央一―一―一二	令和四年九月三十日

告示

埼玉県告示第七百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	狭山調剤薬局	
所在地	狭山市祇園一 七〇〇番 七二〇番 シオンブ ション シエー F	
開設者名	株式会社三祐 産業	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和元年六月一 日	

告示

埼玉県告示第七百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
株式会社ケア・24	事業所所在地	入間郡三芳町北永井八九一	入間郡三芳町北永井七〇六一四	訪問介護
ファークロス薬局北有楽町	事業者名	株式会社ファークロス	株式会社ユニスマイル	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ファークロス薬局くすのき台	事業者名	株式会社ファークロス	株式会社ユニスマイル	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ファークロス薬局東狭山ヶ丘	事業者名	株式会社ファークロス	株式会社ユニスマイル	介護予防居宅療養管理指導
ファークロス薬局入間	事業者名	株式会社ファークロス	株式会社ユニスマイル	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ファークロス薬局むさし上里	事業者名	株式会社ファークロス	株式会社ユニスマイル	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

ニチイケアセンター 草加稻荷	ニチイケアセンター 友輪	ニチイケアセンター みずほ台	ニチイケアセンター 富士見	ニチイケアセンター 草加高砂	ニチイケアセンター 三郷	ニチイケアセンター 八潮	ニチイケアセンター 武里	ニチイケアセンター 春日部中央	フアーコス薬局 ふじみ野
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業者名 称
東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	東京都千代田区 神田駿河台 二―九	株式会社フ ァーコス
東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	東京都千代田区 神田駿河台 四―六	株式会社ユ ニスマイル
訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介 護 通所介護 居宅介護支援	訪問介護 通所介護 居宅介護支援	訪問介護	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導						

ニチイケアセンター 鶴瀬	ニチイケアセンター 草加住吉	ニチイケアセンター 北坂戸	ニチイケアセンター 吉川	ニチイケアセンター 鶴ヶ島	ニチイケアセンター 千代田
事業 者所 在 地	事業 者所 在 地	事業 者所 在 地	事業 者所 在 地	事業 者所 在 地	事業 者所 在 地
東京 都千 代田 区神 田駿 河台 二― 九	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 二― 九	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 二― 九	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 二― 九	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 二― 九	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 二― 九
東京 都千 代田 区神 田駿 河台 四― 六	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 四― 六	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 四― 六	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 四― 六	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 四― 六	東京 都千 代田 区神 田駿 河台 四― 六
訪問 介護 通所 介護 居宅 介護 支援 福祉 用具 貸与 特定 福祉 用具 販売 特定 介護 予防 福祉 用具 販売	訪問 介護 小規 模多 機能 型居 宅 介護	訪問 介護 通所 介護 居宅 介護 支援	訪問 介護	訪問 介護	通所 介護

告示

埼玉県告示第七百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類				廃止年月日
共創未来 南栗橋 薬局	久喜市南栗橋一 ―九―二	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	認知症対応型共同 生活介護	介護予防認知症対 応型共同生活介護	令和四年五月三十 一日
春日部認知症保健 福祉センター	春日部市増富三 六	居宅介護支援	福祉用具貸与	介護予防福祉用具 貸与		令和二年六月三十 日
株式会社ケア・2 4	入間郡三芳町北 永井七〇六―四	居宅介護支援	福祉用具貸与	介護予防福祉用具 貸与		平成二十年四月三 十日
うしろや訪問看護 ステーション	八潮市南後谷七 五一	居宅介護支援				令和四年三月三十 一日
デイサービス我が まゝ荘	熊谷市新堀八― 七	通所介護				平成二十八年三月 三十一日

告示

埼玉県告示第七百八十二号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号（埼玉県農業振興資金について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

表に次のように加える。

5 令和四年六月二日、三日の降ひようによる災害により、農作物等の被害を受けた農業者（条例第二条第一項に規定する被害農業者を除く。）の農業経営の回復のための肥料、種苗、原材料等の購入に必要な資金、条例第二条第一項に規定する指定農業用生産施設の復旧に必要な資金その他農業経営に必要な資金	六年以内	一年以内	知事の認定した損失額又は五百万円のいずれか低い額
---	------	------	--------------------------

告 示

埼玉県告示第七百八十三号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（用地測量）

三 作業地域

上尾市西宮下一丁目地内

四 作業期間

令和四年五月三十一日から令和四年十二月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準点測量）

三 作業地域

白岡市小久喜地内

四 作業期間

令和四年七月十九日から令和五年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準点測量）

三 作業地域

川口市大字新井宿外

四 作業期間

令和四年七月十三日から令和五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

川口市内（芝東町、芝宮根町、芝高木一丁目、芝高木二丁目、芝下三丁目）

四 作業期間

令和三年七月六日から令和六年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

測量計画機関であるさいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市丸ヶ崎土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

さいたま市北東部

四 作業期間

令和四年七月二十日から令和五年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

令和三年埼玉県告示第七七十二号で公示した公共測量は、令和四年六月二十八日終了した旨測量計画機関である深谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

令和四年埼玉県告示第四百八十三号で公示した公共測量は、令和四年六月三十日終了した旨測量計画機関である羽生領島中領用排水路土地改良区から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百九十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字野々宮字小竹百四十五番一ほか三十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百十六・〇四七立方メートル

告示

埼玉県告示第七百九十一号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

さきたま古墳公園

二 位置

埼玉県行田市大字佐間地内

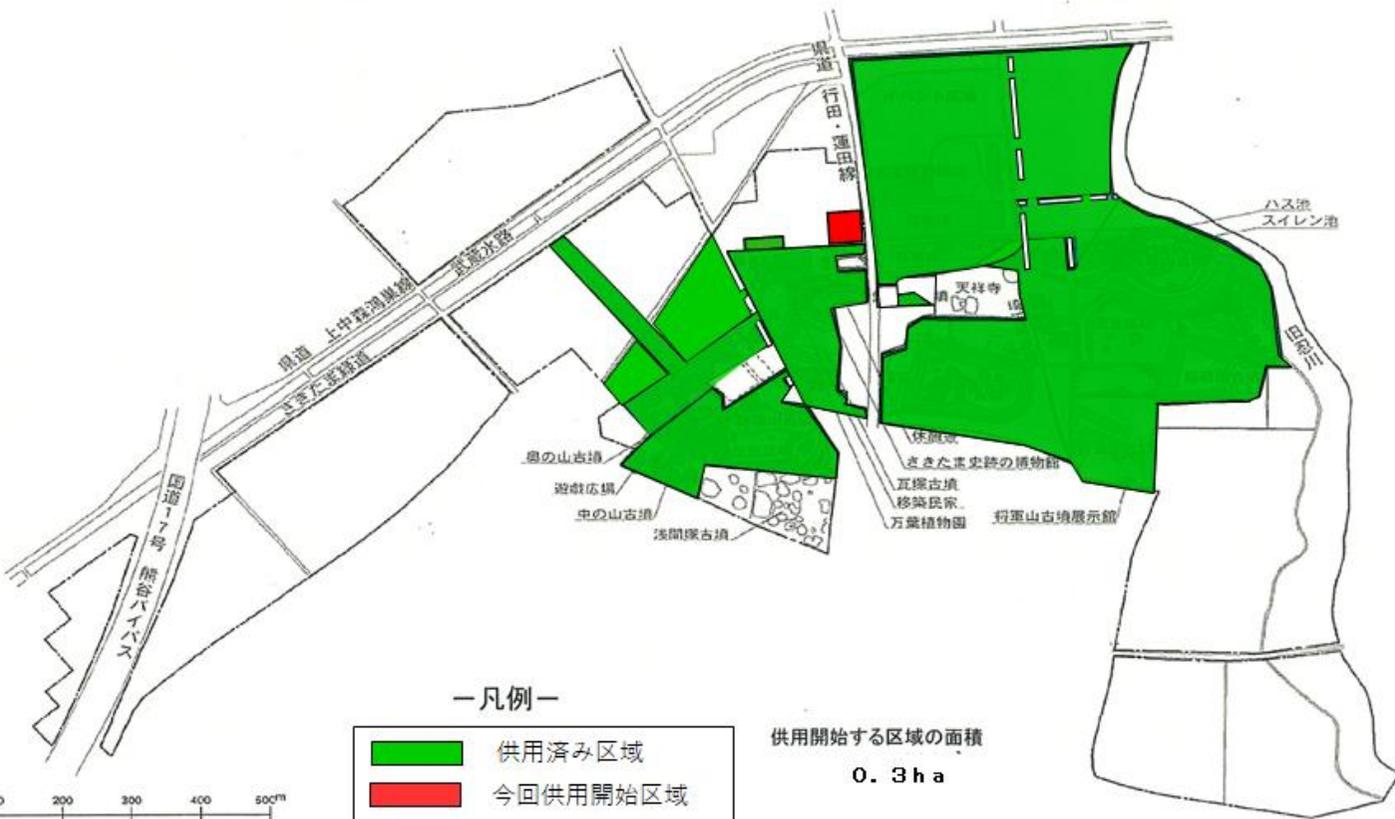
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

令和四年八月一日

さきたま古墳公園



告 示

埼玉県告示第七百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立学校教職員用コンピュータ賃貸借 2,925台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 10 月 4 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号

5 落札金額

239,677,020円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 3 年 8 月 24 日

告 示

埼玉県告示第七百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通管制システム保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和4年10月1日（土）から令和5年9月30日（土）まで。ただし、令和5年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成24年4月1日から本件入札の公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7第1項及び第2項に規定する埼玉県が出資する法人を含む。）との請負契約等により、交通管制中央装置の保守業務を完了させた実績又は同装置の設置等工事を完成させた実績を有すること。

なお、上記の実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。

- (6) 保守点検及び緊急の障害に対応するため、県内に有する事務所等から速やかに臨場でき、かつ、機器の障害について24時間対応が可能であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 三浦 電話048-830-0717（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月21日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月20日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月21日（水）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 令和4年9月21日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年9月8日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年8月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: An Inspection of Traffic Control System

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:50 a.m. September 21, 2022 By mail; 5:00 p.m. September 20, 2022 In person; 9:40 a.m. September 21, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-830-0717

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>熊谷小川秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市山田字深田二六〇四番三地从同市山田字深田二六三六番一三 地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年七月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年二月三日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一九二・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一地先まで</p> <p>同市大字佐間字野合一四五一番</p>	<p>行田市大字佐間字野合一四五二番 一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・六一〇</p> <p>一三・六八</p>	<p>一一・二四〇</p> <p>一二・六四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三七・四九</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

行田蓮田線	路線名
行田市大字佐間字野合一四五二番一地 先から 同市大字佐間字野合一四五一番一地先 まで	供用開始の区間
令和四年七月二十九日	供用開始の期日
令和四年七月二十九日付け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第二十号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長三七・四九メートル	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>松戸草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字西袋字川東一二三〇番五地先から 同市大字西袋字川西三〇番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年七月二十九日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十一月一日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第八号で 告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長三二七・四三メー トル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年七月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年七月七日

指令川建セ第〇三〇〇二一号

二 検査済証番号

令和四年七月二十二日

川建セ第〇四〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字入山田八百十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字西和田三百七十一番地

川口 淳

告 示

埼玉県公営企業告示第三十六号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第十二号（埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県公営企業告示第三十七号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第十三号（埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県公営企業告示第三十八号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第十四号（埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県公営企業告示第三十九号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第十五号（埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県公営企業告示第四十号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第十六号（埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県公営企業告示第四十一号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第十七号（埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県公営企業告示第四十二号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第十八号（埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県公営企業告示第四十三号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第十九号（埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県公営企業告示第四十四号

令和四年五月二十日埼玉県公営企業告示第二十号（埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

告 示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和四年八月一日から施行する。

令和三年埼玉県教委告示第十九号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和四年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和四年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「五、四三六円」とあるのは「五、五八九円」と、「六、〇四九円」とあるのは「六、一六四円」と、「六、二七二円」とあるのは「六、五七七円」と、「六、六九三円」とあるのは「六、八五四円」と、「七、〇四九円」とあるのは「七、〇七〇円」と、「七、〇九六円」とあるのは「七、二〇八円」と、「六、九九四円」とあるのは「七、〇九〇円」と、「六、五七〇円」とあるのは「六、五八三円」と、「三、九四〇円」とあるのは「三、九七〇円」と、「一二、九五七円」とあるのは「一三、三八四円」と、「一三、九八五円」とあるのは「一四、三二二円」と、「一六、六九六円」とあるのは「一七、一六三円」と、「二一、五〇五円」とあるのは「二一、六〇一元」と、「二五、一八九円」とあるのは「二五、三〇八円」と、「一二、九五七円」とあるのは「一三、三八四円」とする。

令和四年七月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、四三六円	一二、九五七円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇四九円	一三、九八五円
三十歳以上三十五歳未満	六、二七二円	一六、六九六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六九三円	一九、六八九円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇四九円	二一、五〇五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九六円	二二、八九八円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九四円	二五、一八九円
五十五歳以上六十歳未満	六、五七〇円	二五、三一九円
六十歳以上六十五歳未満	五、四七三円	二一、〇二二円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一六、一一七円
七十歳以上	三、九四〇円	一二、九五七円

告 示

埼玉県公安委員会告示第108号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和4年7月29日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和4年8月27日（土）

イ 技能審査

令和4年9月3日（土）及び9月26日（月）から9月30日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和4年10月4日（火）から10月7日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和4年7月29日（金）から8月12日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）